

株式会社クボタ ヒアリング資料

(株) クボタ・西出 智史

<目次>

設問 1	現在生産している農業機械 (乗用型のもの)	P 2
設問 2	現在生産している乗用型の農業機械の国内向け出荷台数 (機械ごと、概数)	P 3
設問 3	農業機械使用者等の安全の確保のための措置の状況	P 4 ~ P 5
設問 4	「機械の包括的な安全基準に関する指針」の取組状況 (本質安全化、ユーザーへの情報提供、教育研修等含む)	P 6 ~ P 8
設問 5	農業機械での事故発生の原因と、事故防止のための取組 (構造上の課題や対応の見込み、高齢者対策等)	P 9 ~ P 1 2
設問 6	主たる用途以外の使用の実態	P 1 3
設問 7	農業機械の安全対策についてメーカーとして考えている課題 (例えば、農業機械使用者に対し、作業の安全のために実施して欲しい事項など)	P 1 4 ~ P 1 6
補足資料		P 1 7 ~ P 2 6

<注記>

- ・本文中の「オレンジ色文字」は、資料後半に「補足資料」を添付しています。

(株) Kubota ・ 西出 智史

項 目	内 容
<p data-bbox="72 297 729 399">1 現在生産している農業機械 (乗用型のもの)</p> <div data-bbox="223 502 828 906"><p data-bbox="596 502 828 549">トラクター</p></div> <div data-bbox="62 899 994 1299"><p data-bbox="321 956 466 1006">田植機</p><p data-bbox="756 899 994 949">コンバイン</p></div>	<p data-bbox="1052 297 1958 392">主なものとして、乗用トラクター、コンバイン、 田植機、野菜移植機、野菜収穫機、乗用管理機</p> <div data-bbox="1222 502 1761 892"><p data-bbox="1512 506 1761 556">野菜移植機</p></div> <div data-bbox="1067 906 1958 1249"><p data-bbox="1315 913 1564 963">野菜収穫機</p><p data-bbox="1719 913 1958 963">乗用管理機</p></div>

(株) クボタ・西出 智史

項 目	内 容
2 現在生産している乗用型の農業機械の国内向け出荷台数（機械ごと、概数）	社外秘データのため、回答を差し控えます。 （日農工統計データを参照願います。）

(株)クボタ・西出 智史

項 目	内 容
3 農業機械使用者等の安全の確保のための措置の状況	<p>1) 法規・社内技術基準： 農研機構が運用する農業機械安全性検査をトラクタ、コンバイン、田植機などで可能な限り受検している。 (トラクタにおける、シートベルトリマインダーやPTOインターロック装置も順次採用予定) なお、上記検査以外に、「各種法規制」や「社内技術基準」へも準拠させている。</p> <p>①各種法規制（機種毎に異なるため一例）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 道路運送車両の保安基準・ 排ガス規制 等 <p>②社内技術基準</p> <ul style="list-style-type: none">・ 品質保証体制規定・ 製品安全体制規定・ 各技術部基準（チェックリストや評価） 等 <p>※販売終了後30年以上を経た旧型トラクタに対し安全フレーム&シートベルトの後付けキットを復刻販売している。</p>

(株)クボタ・西出 智史

項目	内容
3 農業機械使用者等の安全の確保のための措置の状況	<p>2)教育・点検整備: 機械を安全に正しく取扱い頂くと共に、機械そのものが安全な状態を維持できるよう販売店等を通じ取組みを実施中。</p> <p>①納品時のユーザーに対する取扱説明・試運転指導を制度化し、販売店等に対しその完全履行を求めている。</p> <p>②納品1年後又は、1シーズン終了後の点検整備(ユーザーの費用負担なし)も同様に制度化している。</p> <p>③納品2年目以降は、ユーザーの稼働状況に応じ、「プロによる点検整備」をメーカーや販売店等から呼び掛け提案実施中。</p> <p>④一方、ユーザー自身が日常点検を行う「セルフメンテナンス」について作業要領を公開し推奨中。</p>

(株)クボタ・西出 智史

項 目	内 容
4 「機械の包括的な安全基準に関する指針」の取組状況（本質安全化、ユーザーへの情報提供、教育研修等含む）	<p>1) 本質安全化： 社内基準・社外基準の両面でチェックを行い、リスクを低減している。 具体例としては以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設計段階から機械毎にリスクに対する低減策をリストにして対策している。・ 更に、試作段階でも現物を見ながら確認を行い安全を確認している。・ 安全性検査を積極的に受検している。

(株) クボタ・西出 智史

項 目	内 容
4 「機械の包括的な安全基準に関する指針」の取組状況（本質安全化、ユーザーへの情報提供、教育研修等含む）	<p>2) ユーザーへの情報提供： 本質安全化等が難しい場合は、残留リスクを警告ラベル／取扱説明書で伝達している。取説冒頭に纏めて確認事項〔警告ラベルの図示含む〕を記載、加えて各作業の説明記載文中に、都度「危険・警告・注意」事項を記載している。 更に、安全啓発活動として、ホームページからの直接情報配信や販売店等を通じた情報提供・安全指導（展示会を通じた情報発信、安全教育、日常活動の中での指導）を実施している。</p>

(株) Kubota ・ 西出 智史

項 目	内 容
4 「機械の包括的な安全基準に関する指針」の取組状況（本質安全化、ユーザーへの情報提供、教育研修等含む）	<p><u>（参考）安全教育啓発活動（'23年実績）：</u></p> <ul style="list-style-type: none">①展示会・実演会で安全コーナー設置。②ユーザーへの訪問時に安全チラシ等説明。③製品研修会やメンテナンス研修会等で実機を使い安全ポイントを説明。 <p>①～③合計・延べで2350回、2.2万人に安全啓発活動を実施。</p> <p>また、農業機械を納品後、試運転を行う際には、安全を含めて取扱説明を実施。 （説明後、取扱説明確認カードにユーザーからサインを頂いている。）</p>

(株) クボタ・西出 智史

項目	内容
5 農業機械での事故発生の原因と、事故防止のための取組（構造上の課題や対応の見込み、高齢者対策等）	<p>1) 事故原因・事故防止取組：</p> <p>①社内独自のイエローカード(=事故情報収集様式)を用いて、事故情報を全国の販売店等から収集している。 設計開発を含めた社内関係者に連絡し、次期設計開発に織り込む仕組みがあり運用している。</p> <p>②上記の内、直近4ケ年：人身事故約70件超 a:人身事故中、トラクタ：38%、コンバイン：27% (2機種で65%を占める) b:事故災害区分では、2機種合計で転倒転落：63%、挟まれ巻込まれ：27% (2つで90%を占める) (補足資料 グラフ1参照) c:トラクタの災害区分では、転倒転落：64%、挟まれ巻込まれ：29%、その他：7% (補足資料 グラフ2参照)</p>

(株) クボタ・西出 智史

項目	内容
5 農業機械での事故発生の原因と、事故防止のための取組（構造上の課題や対応の見込み、高齢者対策等）	<p>d:コンバインの災害区分では、転倒転落：60% 挟まれ巻込まれ：25%、機械との接触& その他：15% (補足資料 グラフ3参照)</p> <p>e:農業機械使用中の事故傾向は、高齢者の使用による事故が多い。クボタで収集している事故情報でも傾向は同じ。 (農機死亡事故数は65歳未満なら建設業界と同程度だが、65歳以上に限定すると3倍) [H30年 農水省データ]</p> <p>https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/s hibou/pdf/20200501press-ref.pdf</p> <p>f:転倒に関する事故が多い。トラクタの場合 ROPS [転倒時保護構造、安全フレーム] とシートベルトを提供しているが、ユーザ未装着による事故が多い。 メーカー/ユーザ努力に加え、行政等による 圃場環境の整備や啓発が必要と考えている。</p>

(株) クボタ・西出 智史

項 目	内 容
5 農業機械での事故発生の原因と、事故防止のための取組（構造上の課題や対応の見込み、高齢者対策等）	③分析結果に応じ、 安全啓発のチラシ や動画を更新。 重篤災害発生時には注意喚起通達を発行し、全国販売店等を通じて、ユーザー訪問時等に注意喚起をしている。

(株) クボタ・西出 智史

項 目	内 容
5 農業機械での事故発生の原因と、事故防止のための取組（構造上の課題や対応の見込み、高齢者対策等）	2) アフターサービスでの事故防止対応： ユーザーへの安全指導においては、転倒・転落の対策以外に、死角への注意、点検整備時のエンジン停止、合図の徹底、正しいトラックへの積み降ろし手順など、重大事故を防ぐポイントを 啓発チラシ に纏めて、販売店等と協力して指導・啓発を実施中。

(株) クボタ・西出 智史

項 目	内 容
6 主たる用途以外の使用の実態	<p>1) 装着不可インプルの装着 トラクタにて、装着可としていないインプルメントが使用されるケースがある。重心が高くなり、前後・横方向にシフトする事で、傾斜地での機体バランスが悪化し、転倒要因になる可能性がある。又、過搭載・過負荷による思わぬ機体損傷の要因になる可能性もある。メーカーとして、各トラクタのインプルリミテーションを明確にし、トラブルを低減する活動は実施している。</p> <p>2) 二人乗り作業 トラクタ、田植機等で取扱説明書にて禁止している二人乗り作業が行われるケースがある。機体バランスの悪化による転倒の要因になる可能性がある。</p>

(株) クボタ・西出 智史

項 目	内 容
7 農業機械の安全対策についてメーカーとして考えている課題（例えば、農業機械使用者に対し、作業の安全のために実施して欲しい事項など）	<p>1) 行政へのお願い（制度等の周知徹底）</p> <p>①ユーザーに対して、厚労省、農水省から十分な周知徹底をお願いしたい。</p> <p>②「受講時間（座学+実技）×対象機種数×受講人数を猶予期間何年で研修できる体制整備を」と厚労省から示して欲しい。</p> <p>③ユーザーの安全確保を徹底する為に工程管理、作業標準の作成が非常に有効である事から、その必要性について農水省から啓発・教育をお願いしたい。</p> <p>各ほ場（大きさ、傾斜、地盤、畦畔状況、出入口等）や各作業の特性から危険個所や事故要因を分析し、不安全行動をしない・させない工程管理及び作業標準が必要。</p> <p>④未だ十分な周知が図られていない農耕用大特免許の取得、及び作業機付きトラクタの公道走行に関わる保安基準の順守も合わせて周知徹底願いたい。</p>

(株)クボタ・西出 智史

項目	内容
<p>7 農業機械の安全対策についてメーカーとして考えている課題（例えば、農業機械使用者に対し、作業の安全のために実施して欲しい事項など）</p>	<p>2) <u>ユーザーへのお願い</u></p> <p>① 点検整備の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「作業前点検・ユーザーセルフ点検」 作業前のユーザーのセルフ点検等の徹底により防げる事故があると考える。・ 「プロによる定期点検・メンテナンス」 定期的にプロが機体や部品の損傷・損耗を診断し、ユーザーと相談の上、必要な処置をすることで、事故や故障を未然に防げる場合があると考える。 <p>補足： 上記観点のもと両点検実施をメーカー及び販売店等から提案強化中。 只、最終的な実施判断は、ユーザーの判断となる為、実施のバラツキが一定程度あるのが現状。</p>

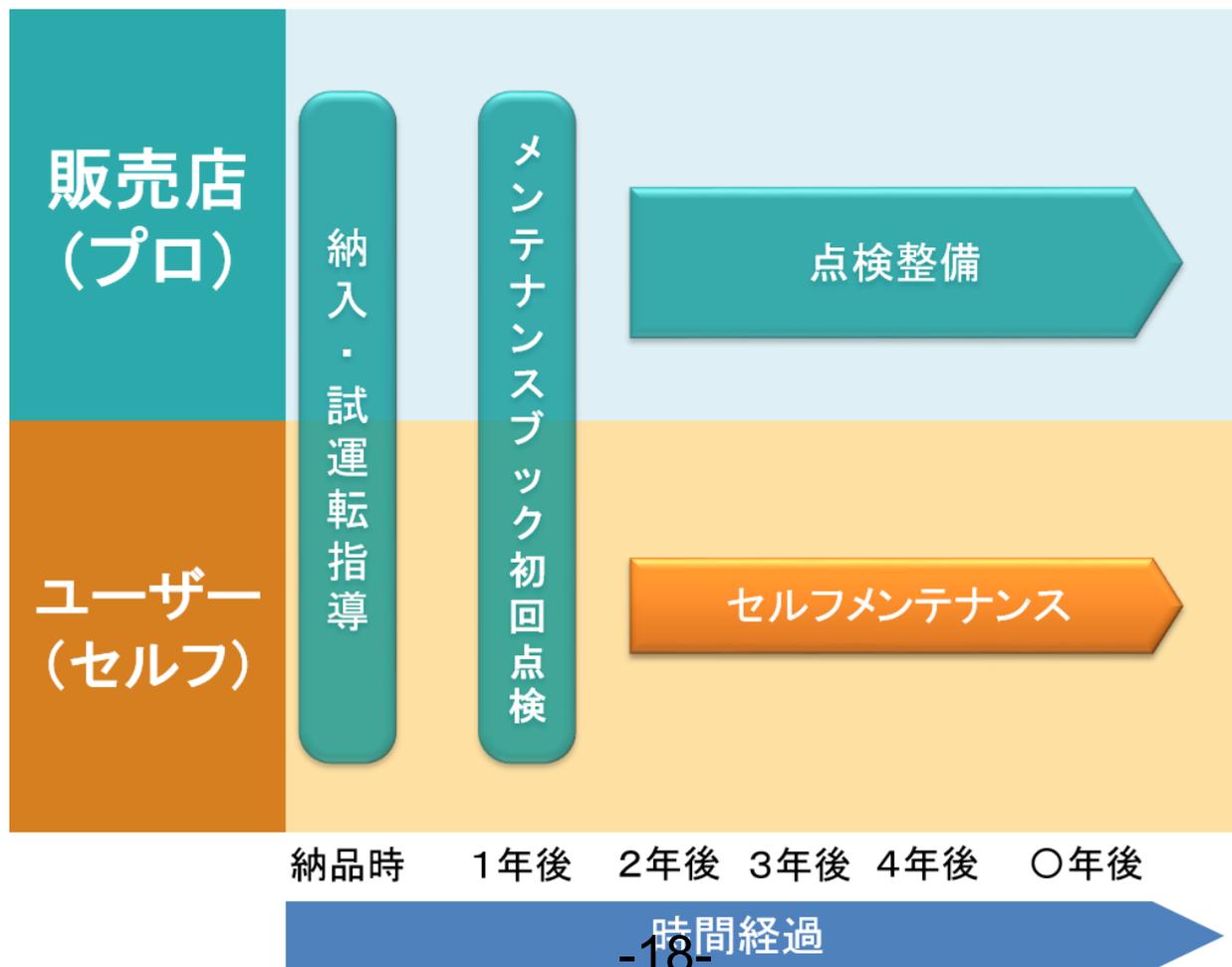
(株) クボタ・西出 智史

項 目	内 容
<p>7 農業機械の安全対策についてメーカーとして考えている課題（例えば、農業機械使用者に対し、作業の安全のために実施して欲しい事項など）</p>	<p>② 2S・3S・4S・5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）＋1S（安全）は、GAPのキホン。</p> <p>特にその中でも「製品の清掃」を徹底して頂くことをお願いしたい。</p> <p>清掃不足は、製品の機能・性能の100%発揮を阻害するだけでなく、製品の腐食・錆による劣化が起因の事故発生や、藁くずの溜まりなどが起因となる火災事故等に繋がってしまう事が一部ある。</p> <p>清掃不足による事故、災害防止の為、日頃からの製品の清掃徹底を実施願いたい。</p>

(株) クボタ・西出 智史

【項目3 補足】クボタのメンテナンスプログラム（イメージ図）

クボタ メンテナンスプログラム



(株)クボタ・西出 智史

【項目3 補足】 (メンテナンスブック初回無料点検制度)

対象機種：トラクタ(15PS～)、コンバイン(3条刈～、普通型)、乗用田植機(6条植～)

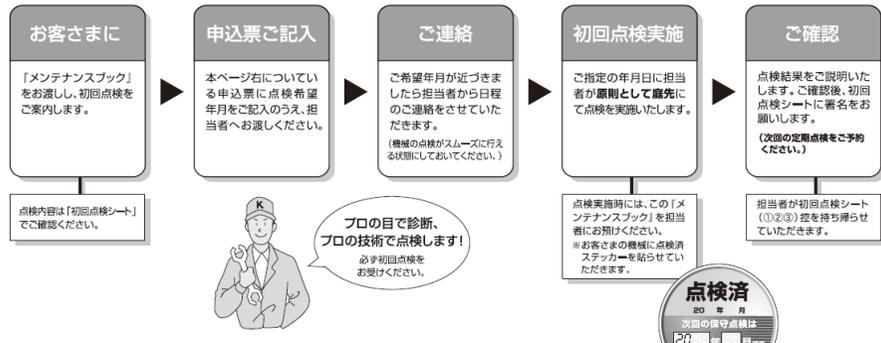


初回点検のご案内

初回点検実施
予定年月 年 月

- 1シーズン終了後、または納品後1年以内に初回点検が1回受けられます。
- 2.担当者がお伺いし、プロの目で点検・診断、適切な処置とアドバイスをいたします。
- 3.次のページの初回点検シートに基づく点検・診断の技術料のみ~~無料~~です。点検の結果、追加作業を必要と認め、作業を実施した場合は別途料金を申し受けさせていただきます。また、交換部品、油脂類、清掃、洗浄及び、それに伴う技術料は有料です。

●ご利用のしかた



ご注意 1.交換部品、油脂類、清掃・洗浄及び、それに伴う技術料は有料です。
2.初回点検項目以外の作業については、別途料金を申し受けさせていただきます。
3.メンテナンスブックは再発行いたしません。万一紛失された場合はご購入いただいた販売店・JAにご相談ください。

初回点検シート

実施予定 年 月

このシートに基づく点検・診断の技術料のみ~~無料~~です。点検の結果、追加作業を必要と認め、作業を実施した場合は別途料金を申し受けさせていただきます。

型式名	機関型式名	納品年月日	年 月 日	お客さま名	お客さま番号
車台(製造)番号	エンジン番号	販売店名・JA名	ご住所		

作業内容	作業内容	作業内容	作業内容
■エンジン関係 ◎エンジンオイル(量・劣化・漏れ) ◎エンジンオイルフィルタ(漏れ) ◎燃料フィルタ(目詰まり・劣化) ◎※セパレーターエレメント(水抜き) ◎※燃料パイプ(漏れ) ◎※エアクリーナ(詰まり・清掃) ◎※ブレーキリニア(清掃) ◎※冷却水・不凍液(量・漏れ) ◎ファンベルト(たわみ・磨耗・亀裂) ◎※ラジエーターホース(漏れ・亀裂) ◎※ラジエーターファン・防虫網 ※オイルクーラー・フィンクーラ(詰まり・清掃) ◎エンジン駆動・エンジン停止(作用) ◎アクセルレバー・ブレーキペダル(作用) ◎※排ガス処理装置(作用)	■電装関係 ◎ワイッザリ ◎ウィンチネーションスイッチ(作用) ◎ウィンクランプ・ヘッドランプ・ホーン ◎※ブレーキランプ・バックランプ(点灯・消灯) ◎※ブレーキランプ・車輪灯・尾灯(点灯・消灯) ◎※ヘッドスイッチ(点灯・消灯) ◎メータ(パネル作動・点灯・消灯) ◎※ボンパ(バックアップ・オートアップ(作用) ◎※各種自動化装置(自動ブレーキ・ドラフト(作用) ◎ブレーキ連結解除(黄色)ランプ(点灯・消灯)	■安全フレーム関係 ◎安全フレーム(劣化) ◎各部のグリス注入 ◎※トップリンク・トップリンクブラケット・リフトロッド(左・右) ◎アシストリンク・スプリングジョイント・前車輪受け(前・後) ◎ユニバーサルジョイント・油圧シリンダ・ペダル・パッチリ電子	■キャビン関係 ◎エアコン(冷暖房のきき具合) ◎内気・外気フィルタ(詰まり・清掃) ◎エアコンファン(詰まり・清掃) ◎エアコンベルト(たわみ・磨耗・亀裂) ◎エンジン冷却ファン(作用) ◎※ブレーキ作業灯・スポットライト(点灯・消灯) ◎ワイパー(作用)
■走行・油圧関係 ◎ミッションオイル(量・劣化・漏れ) ◎油圧オイルフィルタ(漏れ) ◎前車輪軸オイル(漏れ) ◎タイヤ・リム取付けボルト(損傷の) ◎前輪・後輪タイヤ(空気圧・磨耗・亀裂) ◎クラッチペダル(作用・遊び・踏み込み量) ◎ブレーキペダル(作用・遊び・左右の差) ◎ブレーキレバー(作用・引き代調整) ◎ステアリング(遊び・切れ) ◎各変速レバー(作用・保持) ◎2WD・4WD・低速・AD(前進(作用・保持) ◎作業機昇降装置(作用・保持) ◎クラッチハウジング(水抜き)	■有料点検整備予約 ・次回の点検の依頼を予約されるお客様は、事前に「サイン」欄にご記入ください。 予約年 月 日 予約時間 時 分 備考欄	■お客さま確認署名 実施者 フォトメータ 年 月 日	

注1) 交換部品、油脂類、清掃・洗浄及び、それに伴う技術料は有料です。
注2) 初回点検項目以外の作業については、別途料金を申し受けさせていただきます。
注3) 点検済

(株) Kubota ・ 西出 智史

【項目3・項目7 補足】（プロによるメンテナンス）

自社ホームページの中で、下記の通りプロによるメンテナンスをユーザーへ周知中。

<https://agriculture.kubota.co.jp/after-support/maintenance/index.html>

プロによるメンテナンス



プロの技術力で、機械をいつもベストコンディションに。

Kubota のお店は、プロのスタッフによる点検整備とお客様の快適な農作業をお手伝いします。定期的に点検・整備を行うことで、シーズン中のトラブルを回避させ、安心して作業が出来るように。また、専任のスタッフが、機械より自動的に検出できることで検知します。また、お客様自身のメンテナンスの手配や検知の検知にもなります。 Kubota は豊富な技術力で、お客様の機械の信頼性をサポートします。



プロの技術力、メンテナンス体制について

アフターサポート



教育・資格制度

体系的かつ実践的な教育を実施し、お客様の大切な機械を永く順調にお使いいただけるよう人材育成に取り組んでいます。

お気に入りへ追加

アフターサポート



サービス拠点

確かな技術力を持つサービススタッフと充実した設備を兼ね備えたサービス拠点を全国に設置し、お客様の快適な農作業をサポートします。

お気に入りへ追加

定期点検項目

※点検整備は一部です。ご購入先や型式により異なる場合があります。



トラクタの点検
プロによる点検項目



田植機の点検
プロによる点検項目



コンバインの点検
プロによる点検項目

点検整備の流れ（一例）



納品後1年以内の初回点検サービスについて

1シーズン終了後、または納品後1年以内に初回点検が1回受けられます。

※対象型式は限られます。トラクタ・田植機・コンバインが対象

お客様の最先へ伺い、プロの目で点検・診断し、最適なメンテナンスを提案します。

主な点検事項

- ・エンジンオイル（量・漏れ）
- ・エアクリーナ（詰まり・清掃）
- ・バッテリー
- ・燃料パイプ（漏れ）
- ・エンジン始動・エンジン停止（作用）
- ・その他各機種主要部点検

※交換部品、油類類、清掃・洗車及び、それに伴う技術料は有料です。

※規定の点検項目以外にかかる技術料・部品代については、別途料金が発生します。

※初回点検は対象となる型式が決まっています。詳細は Kubota のお店 > までお問い合わせください。



お客様の声

「収益確保のために、点検整備は必須。」

収益を上げるために、機械を万全の状態に順調稼働させ、作業時間をできるだけ短縮させたい。そのために点検整備には欠かす出しています。点検整備で防ぎたいことは、作業中のトラブルです。作業が遅れると人手確保、人件費の追加出費などリスクが大きい。それを考えると点検整備の出費は相応と考えます。

「点検整備で機械が長持ち。」

7~8年使用していますが、経過年数の割に機械は良い状態で使えています。毎年、点検整備をしているおかげで順調に作業ができています。点検整備で長持ちしています。

「点検整備で安心を買う。」

シーズンが終わったら毎年点検整備に出しています。翌シーズン、トラブルがないよう安心のためです。点検整備の経費はかかりますが、順調に作業ができるので毎年出します。おかげさまで今までシーズン中に故障はありませんでした。

「整備はプロにまかせないとダメ。」

例えばコンバインの内部のベルト等は我々では点検できません。やはりプロの整備スタッフに見てもらわないとだめでね。特に刈取作業は予定通りいってもらわないと、後工程の乾燥機の手定まで狂ってきます。ですからシーズン中の順調稼働のため点検整備は絶対です。

「大きな故障になる前に点検整備を。」

点検整備をしておけば大きな故障にいたらない。多額な修理費も時間も最小限ですみません。整備不良のまま使っていて、危うく怪我をしそうなことがありました。点検整備は安全作業にもつながると思います。

「機械を止めたくないから。」

組合で話し合い、10年くらい前から毎年点検整備に出しています。点検整備をしたことで刈取り作業をしても安心感が全然違う。刈り遅れが出るかと請け負っているところにも迷惑をかけるので機械は止めたくない。

(株) Kubota ・ 西出 智史

【項目3・項目7 補足】 (セルフメンテナンスについて)

自社ホームページの中で、下記の通りセルフメンテナンス情報をユーザーへ周知中。

<https://agriculture.kubota.co.jp/after-support/self-maintenance/index.html>

セルフメンテナンスについて

お気に入り追加



日常的なセルフメンテナンスを。

機械の使用前・使用後、お客さま自身による日常点検・保守管理をおすすめしています。
点検・整備時は必ず取扱説明書をご確認いただき、不安な箇所を見つけた場合はお近くのクボタのお店にご相談ください。
部品・油類類には、クボタの機械にベストマッチしたクボタ純正部品をご使用ください。

各製品の点検項目・交換手順

アフターサポート



トラクタのセルフメンテナンス

セルフメンテナンスの方法やセルフチェックシートによる点検項目の一覧をご確認いただけます。

お気に入り追加

アフターサポート



田植機のセルフメンテナンス

セルフメンテナンスの方法やセルフチェックシートによる点検項目の一覧をご確認いただけます。

お気に入り追加

アフターサポート



コンバインのセルフメンテナンス

セルフメンテナンスの方法やセルフチェックシートによる点検項目の一覧をご確認いただけます。

お気に入り追加

クボタトラクタセルフチェックシート

For Earth, For Life
くわぼた

お名前 型式 使用時間 機番

いつも機械をベストコンディションに!

クボタの機械を「安心」「安全」にお使い頂くために、ぜひ日頃のメンテナンスをお願い致します。
なお、安全のために取扱説明書とあわせてご利用ください。

- ★セルフチェックにより不良箇所や不安な箇所を見つけた場合は、すぐにご購入先にご連絡ください。
- ★トラクタSL35を基準としており、型式によって内容が異なります。詳しくは取扱説明書をご覧ください。



1 エンジン部

- エンジンオイル**
■ 車 上 記 号 欄 記 載 の 油 類 を 確 認 後、
使用時間から交換時期を確認。
●DPF搭載車には必ず専用のクボタ純正オイル10W-30 DH-2を使用してください。
●初回は50時間、2回目以降は200時間使用ごとに交換。
- エンジンオイルフィルタ(カートリッジ)**
交換時間から交換時期を確認。
●初回は50時間、2回目以降は200時間使用ごとに交換。
- DPF装置**
ランプの状態を確認。
●駐車時またはエンジンが点滅し、駐車走行を行ってください。
エンジン異常警告灯が点灯したときに購入をへ連絡してください。
- ファンベルト**
張りヘルト中央部を握って押さえたときの隙が約12mm程度ある。
摩耗ヘルトの溝の深さが約1mm程度ある。
劣化・亀裂、はがれなどの損傷がない。

2 走行部

- タイヤ**
■ 摩 耗 部 位 記 載 の 記 号 を 確 認 後、
取付ボルト・ナットのゆるみがない。
空気圧が適正である。
▲ タイヤの空気圧は取扱説明書記載の規定圧力を必ず守ってください。
- ブレーキ**
ペダルを踏んだときの遊びが15-20mmである。
左右のペダルの踏み込み量が同じである。
●100時間ごとに点検・調整。
- クラッチ**
クラッチの遊びが20-30mmある。
ペダルから足を離すと離れが速く、ペダルを踏むと離れが速くなる。
●異常なクラッチ音やクラッチペダルがロックしてしまわないように調整してください。
- ミッションオイル**
使用時間から交換時期を確認。
●初回は50時間、2回目以降は400時間使用ごとに交換。

3 ロータリ部

- ラジエータ**
詰まり・損傷・ほこりや汚れが詰まっていないか確認。
- ラジエータホース**
水もれ、亀裂、破損はないか確認。
ホース/バンドのゆるみがない。
●破損がなくても、2年を目安に交換。
- 冷却水**
■ 満-FULL・LOWの間である。
●冷却水には不凍液(ロングライフクーラント)を50%入れ、残りの50%は水と混ぜ合わせる。
●2年で交換。
- 燃料フィルタカートリッジ**
汚い水やゴミが入っていない。
●400時間使用ごとに交換。
- ウォーターセパレータ**
水やゴミが溜まっていない。
- 燃料パイプ**
破損、さび、ひび割れ、もれ、損傷はないか確認。
●破損がなくても、2年を目安に交換。
- エアクリ・ナエレメント**
目詰まり、汚れ、変形がない。
●100時間ごとに清掃、1年ごとに交換。
- バッテリー電解液**
インジケータ表示が緑色である。
●100時間ごともしくは1年ごとの点検。



オイル重点点検と交換

- チェーンケースオイル**
■ 潤滑油に交換。
●チェーンケースオイルは、
●使用時間から交換時期を確認。
●初回は50時間、2回目以降は250時間ごとに交換。

4 電装部

- ワイヤハーネス**
ほがれや断線がない。
ハーネスクランプにゆるみがない。
ワイヤハーネスが回転軸と接触していない。
- ヒューズ**
接触不良や断線がない。

5 キャビン

- エアコン装置**
冷房の量が適正である。
●ロン排出回数に1回、3ヶ月に1回の運転点検が義務付けられています。
- エアフィルタ**
フィルタが目詰まりしていません。

▲ バッテリーの取扱いには注意が必要です。取扱説明書を十分にお読みください。
★クボタ純正部品・純正オイルをご使用ください。 ★上記点検整備項目全てではありません。

(株) Kubota・西出 智史

【項目 4 補足】 (取扱説明書)

取説冒頭にイエロー紙面で安全関連の情報を集中記載 (下記は一部頁をサンプル抜粋)

<https://agriculture.kubota.co.jp/after-support/manual/>

はじめに

このたびは、Kubota製品をお買い上げいただきありがとうございます。
製品をご使用になる前に本書をよくお読みいただき、正しくお使いください。本書は、いつでもご覧頂ける場所に、大切に保管してください。なお、予告なく製品の仕様が変更されることがあります。本書の内容が、製品と一致しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▲ 安全 第一

本書に記載した注意事項や機械に貼られた▲の表示があるラベルは、人身事故の危険が考えられる重要な項目です。よく読んで必ず守ってください。
なお、▲表示ラベルが汚損したり、はがれた場合はお買上げの購入先に注文し、必ず所定の位置に貼ってください。

注意表示について

本取扱説明書では、特に重要と考えられる取扱い上の注意事項について、次のように表示しています。



危険

注意事項を守らないと、死亡または重傷を負うことになるものを示します。



警告

注意事項を守らないと、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。



注意

注意事項を守らないと、ケガを負うおそれのあるものを示します。

重要:

注意事項を守らないと、機械の損傷や故障のおそれのあるものを示します。

補足:

その他、使用上役立つ補足説明を示します。

▲ 安全に作業をするために

(1) 品番 T1060-4904-0

▲ 警告



転倒による死傷事故を防ぐために、けん引は、けん引ヒッチを使用し、車軸とトップリンクブラケット等を行わないこと

(2) 品番 3Y200-4772-0

▲ 警告



PTO軸カバーを取りはずさないこと。
PTO軸カバーの上に乗らないこと。

(3) 品番 T1060-4959-0

▲ 警告



巻き込まれる死傷事故を防ぐために
● PTO軸回転中は近づかないこと
● PTO軸を使用しないときはPTO軸キャップを装着すること

(4) 品番 3D950-4954-0

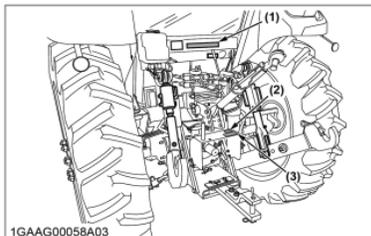


火傷の恐れがあるのでエンジン停止直後にラジエータキャップを開けないこと。(30分おくこと)

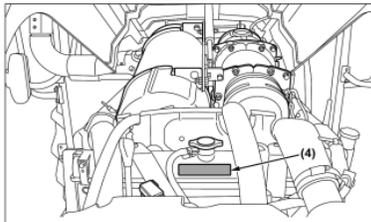
(5) 品番 3L900-9828-0



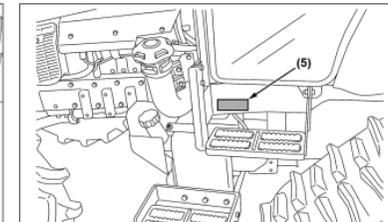
・火気厳禁
・ディーゼル軽油を使用のこと



1GAAG00058A03



1NHNP00009A09
1GAAG00066A01jaJP



1GAAG00027A01

(株)クボタ・西出 智史

【項目4 補足】（安全啓発活動（「安全な農作業のキホン」ホームページ））
安全啓発活動として、ホームページから各種安全関連情報をユーザーに配信している。
<https://agriculture.kubota.co.jp/agriinfo/useful/safety/>



農作業安全 クイズ



(株) Kubota 西出 智史

【項目4・項目5 補足】（農作業安全啓発チラシ）

「まずはこれから」「トラクタ」「コンバイン」「田植機」「ミニ耕うん機」「草刈機」の6編を提供

「安全な農作業のキホン」
ホームページで閲覧、
ダウンロードが可能。

講習会、展示会、ユーザー
訪問で配布している。

トラクタ

For Earth, For Life
Kubota



安全な農作業のキホン
＜トラクタ編＞

取扱説明書をよく読んで
正しくご使用ください
WEB サイトもご活用ください

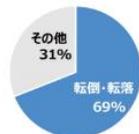
安全な農作業の
キホン HP

農作業
安全動画

安全宣言
安全な農作業のキホン

●「転倒・転落」に注意

- ・日本全国の農作業死者数の 24% がトラクタの事故
- ・そのうち「転倒・転落」の事故は 69%



トラクタによる死亡事故者数 58 名 (2021 年)
出典：農業者 農作業死に事故について

転倒・転落の予防ポイント（装備・走行時）

安全キャブまたは安全フレーム付きの
トラクタを使用
シートベルト・ヘルメットを装着
※ 安全フレームは立てて確実にロックする



一部、旧型トラクタ用 安全フレーム・シート
ヘルメットも販売しています
詳しくは、Kubotaのお店へご相談ください



路肩から十分な距離をとって走行



路肩の草刈り



路肩以外ではブレーキ連結

転倒・転落の予防ポイント（ほ場の出入り）

- ・急傾斜は、低速であげに対して直角に後進
- ・前輪が浮かないよう作業機はできるだけ下げる
- ・高低差の大きい場合は、高さに対し 4 倍以上の長さのあゆみ板を使用
- ・出入り口やあぜは、草を刈り、危険箇所にはポールを立てるなどの対策を実施
- ・作業に応じたウエイト装備も重要



機械からおりる時

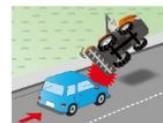


点検時



- ・点検整備・作業機の脱着は、平坦地でおこなう
- ・複数人での作業は、お互いに合図しあう

公道走行のポイント



- ・交通量の少ない道を選ぶ
- ・灯火器、バックミラーなどの視認性を確保する

●灯火器の事例



作業機付きトラクタの公道走行には
制限事項の法令があります

例：作業機高さ 20cm での灯火器の視認性確保



作業機装着後の寸法によっては
「大型特殊免許証」が必要です

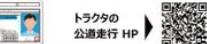
トラクタの
公道走行 HP

メンテナンスが大切です

- ・必ず取扱説明書をご確認ください
- ・動作不良や整備方法が不明な場合は、ご購入先へご相談ください



セルフ
メンテナンス



一例：セルフチェックシート



© 2023 Kubota Corporation. All rights reserved.

(株)クボタ・西出 智史

【項目4 補足】（取扱説明確認カード）

納品時、ユーザーへの説明後、取扱説明確認カードにサインを頂いている



《納品時の安全・取扱説明項目》

① 型式、仕様の確認	⑦ 運転及び走行装置の位置・名称および操作説明 アクセルレバー、ステアリングハンドル又はレバー、 変速レバー類、ペダル類、油圧レバー類、スイッチ類一等
② 付属品の確認	⑧ スイッチとメータパネルの説明
③ 機械外観品質の確認	⑨ エンジンの始動と停止の説明
● 以降は取扱説明書に基づく説明	⑩ 運転操作の取扱注意説明
④ 取扱説明書をよくお読みいただくことの説明	⑪ 自動制御装置の機能と作用の説明
⑤ "安全に作業するために"(イエローページ)の内容説明	
⑥ "安全表示ラベル"についての説明	

トラクタ	コンバイン	田植機（乗用）
⑫ キャビン装置の説明	⑫ キャビン装置の説明	⑫ 種付部の収納方法の説明
⑬ トラクタ作業機着脱方法の説明	⑬ 排わら処理形態による 切替調節方法の説明	⑬ 施肥機の取扱説明
⑭ 点検のしかた (取扱説明書)	⑭ 点検のしかた (取扱説明書)	⑭ 点検のしかた (取扱説明書)

※定期交換部品については取扱説明書(定期点検一覧)をご確認ください。

《試運転時の取扱説明項目》

*特に、ほ場への往復やほ場での安全作業に関するご説明は必ずお聞きください。

トラクタ	コンバイン	田植機（乗用）
① 作業ごとの一般的な調整要領の説明	① 作物条件に適した調整要領の説明	① 株間、苗取り量(縦送り、横送り) 種付け深さの調整方法の説明
② 不調時の処理説明 (例 エンジン始動が困難な場合)	② 結束ひもの通し方の説明	② 施肥機の施肥量調節方法の説明
	③ 不調時の処理説明 (例 わらが詰まった場合)	③ 不調時の処理説明 (例 欠稼が出る場合)

※取扱説明は機種、仕様によって異なります。

Kubota

① 販売店(営業所)・JA控
保管期間3年

安全宣言

取扱説明確認カード

私は、購入した下記商品の取扱説明書に基づき、
左記《納品時の安全・取扱説明項目》の説明を受けました。

お客さまご署名欄

お名前	年 月 日
お客さま番号	

ご購入商品 型式名・車台(製造)番号

(製品バーコードラベル貼付欄)

説明日	年 月 日
左記以外に 説明を受けた方のお名前	
販売店・JA名	
説明者名	

確認欄

(株) クボタ・西出 智史

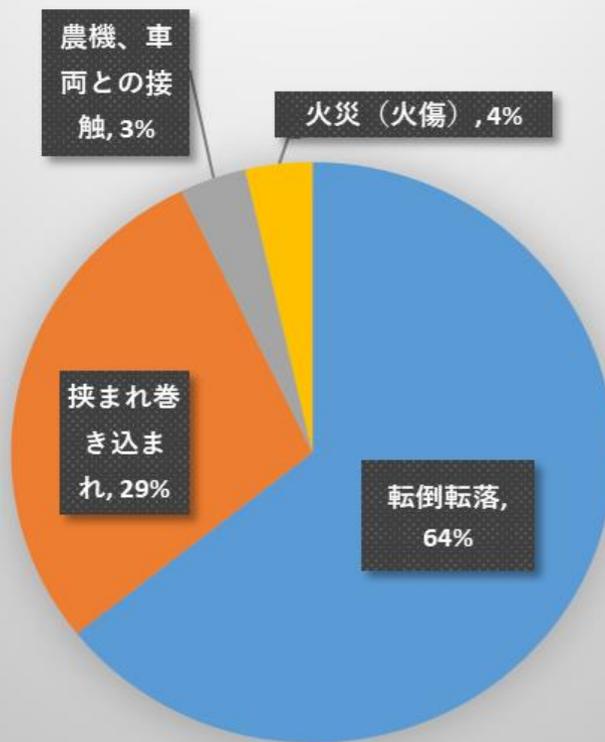
【項目5 補足】 (事故原因・事故防止取組)

トラクタ・コンバイン計
人身事故 (災害区分)



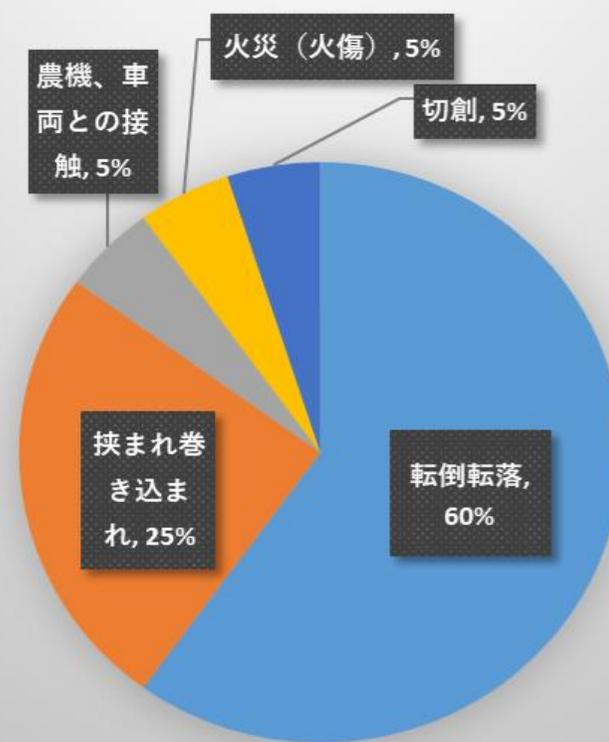
グラフ1

トラクタ人身事故
(災害区分)



グラフ2

コンバイン人身事故
(災害区分)



グラフ3

【項目5 補足】（圃場環境の見直し）

圃場環境の整備も農作業安全には重要な課題と考える。については、下記の通り自社ホームページの中で圃場環境の見直し、安全対策の進め方をユーザーへ周知中。

https://agriculture.kubota.co.jp/agriinfo/news/post_41979.html

圃場環境の見直し・安全対策の進め方

農作業安全



収穫シーズンが落ち着き、比較的スケジュールに余裕ができる時期ですね。この期間を利用して農作業安全のために、圃場環境の確認と整備を行いましょう。今シーズン、ヒヤリとした経験はありませんか？たとえば、圃場の出入り時で大きく傾いたことはないでしょうか。ヒヤリとした箇所や作業の見直しをして、来シーズンの安全作業につなげましょう。

危険箇所の洗い出し

まずは、ヒヤリハットを感じた場所、作業を書き出してみましょう。事故が起こりやすい場所、作業について、情報共有や改善すべき事項はありませんか？
たとえば…

■出入口

- ・傾斜がきつい
- （農機の安定走行の基準・・・高さ：斜面距離=1：4）



■路肩

- ・崩れやすい
- ・端が確認できない



■障害物など

- ・水路や溝、段差がある
- ・死角や見えにくい場所がある

■路上

- ・幅が狭い、または坂道
- ・傾斜に隣接している



危険箇所のマップ作成と整備

書き出した危険箇所を、マップに反映してみましょう。

- ①危険箇所を反映したマップをよく見える場所に貼り、移動前や作業前に危険箇所を確認しましょう。
- ②洗い出した危険箇所に対して対策をとりましょう。

例：端が見えない路肩に自印のポールを設置する、草刈りをして視認性を改善（確保）する。出入りが難しい場合は、ローダなどを使って出入口の傾斜をできるだけ改善しましょう。



▲危険箇所マップ作成のイメージ



農水省 令和5年春の農作業安全運動の展開から引用

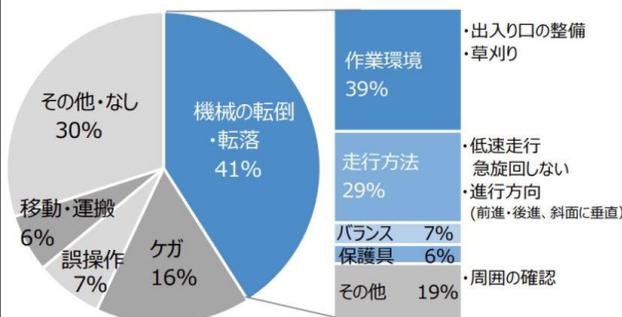
※圃場整備は届出等が必要な場合があります。市町村へご相談ください。

！こんな活用方法も！

KSAS農機コースをご利用の場合、「自印機能」を利用して、注意箇所の登録ができます。

■農作業の事故・ヒヤリハットの区分比率

■農作業安全への主な取組み



(注) ※印の欄には記入しないこと。

報告書

※ 管理番号	
※ 受付年月日	年 月 日

製 品 名	品名 (ブランド名)				
	機種・型式等		(生産国名:)		
事故発生年月日	年 月 日		午前・午後		時 頃
火災の有無	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 2.無	製品被害の有無	1.有 2.無
人的被害区分	①死亡 () 名				
	②負傷又は疾病 (治療に要する期間が 30 日以上のもの) () 名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害 () 名 2.聴覚又は平衡機能の障害 () 名 3.嗅覚の障害 () 名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 () 名 5.肢体不自由 () 名 6.循環器機能の障害 () 名 7.呼吸器機能の障害 () 名 8.消化器機能の障害 () 名 9.泌尿器機能の障害 () 名				
	③負傷又は疾病 (治療に要する期間が 30 日未満のもの) () 名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害 () 名 2.聴覚又は平衡機能の障害 () 名 3.嗅覚の障害 () 名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 () 名 5.肢体不自由 () 名 6.循環器機能の障害 () 名 7.呼吸器機能の障害 () 名 8.消化器機能の障害 () 名 9.泌尿器機能の障害 () 名				
	④人的被害なし				
事 故 内 容	①事実関係				
	同一機種による類似事故の発生件数: 件 (本件を除く。)				
	②事故発生の原因 1.設計不良 2.製造不良 3.使用部品又は材料の不良 4.経年劣化 5.表示の不備 6.取扱説明書の不備 7.据付・工事の不良 8.その他 () (以下、詳細を記述すること。)				
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止 2.輸入の中止 3.販売の中止 4.製品の改良 5.製造工程の改善 6.品質管理の強化 7.製品の回収 8.製品の点検・修理 9.消費者に注意喚起 10.表示の改善 11.取扱説明書の改善 12.特に措置しない 13.その他 () (以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。)				
	④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 (名称): (連絡先):				
⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先 (名称): (連絡先):					
事故を認識した契機と日	(認識した契機):				

	(認識した年月日) 年 月 日 午前・午後 時頃
事故発生場所	● (住所) :
	(具体的場所) :

☆当該機種・型式等の製品に関する製造時期及び数量	(時期) : 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量) :
☆当該機種・型式等の製品に関する輸入時期及び数量	(時期) : 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量) :
☆当該機種・型式等の製品に関する販売時期及び数量	(時期) : 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量) :

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。

製造・輸入事業者の名称及び所在地	(名称) :
	(報告者の業種) 1.製造事業者 2.輸入事業者
	(届出の有無) 1.有(根拠となる法律名:) 2.無
	(所在地) :
所属の業界団体名及び同所在地	(電話番号) :
	(担当部署) :
	(担当部署電話番号) :
	● (担当者役職) :
所属の業界団体名及び同所在地	● (担当者氏名) :
	(名称) :
	(所在地) :
	(電話番号) :

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ●印の項目に係る記載内容（事故発生場所（住所）については、町村以下の部分に限る。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。

(注) ※印の欄には記入しないこと。

参 考 資 料

※ 管 理 番 号	
※ 受 付 年 月 日	年 月 日

① 被 害 者	フリガナ		性別	1.男	2.女
	(姓)	(名)		● (年齢: 歳)	
	(住所)		(電話番号)		
購入先企業名 ()					
② 人 的 被 害 内 容	1.死亡 2.負傷又は疾病 (治療に要する期間が 30 日以上のもの) 3.負傷又は疾病 (治療に要する期間が 30 日未満のもの)				
③ 人 的 被 害 区 分	1.骨折 2.打撲 3.裂傷 4.擦過傷 5.火傷 6.皮膚障害 7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害 9.嗅覚機能の障害 10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 11.肢体不自由 12.循環器機能の障害 13.呼吸器機能の障害 14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害 16.一酸化炭素による中毒 17.一酸化炭素以外の中毒 () 18.窒息 19.感電 20.その他 ()				
④ 治 癒 状 況	1.完治 2.治療中 3.不明 全治 (日間・内入院 日間・通院 日間)				
●⑤ 被 害 者 の 要 望	1.被害金額の弁償 2.製品の交換 3.修理・点検 4.引取り (代金返済) 5.慰謝料 6.調査・原因究明 7.謝罪 (他の要望なし) 8.その他 () 9.要望なし				
	(内容)				
●⑥ 被 害 者 へ の 措 置	1.被害金額の支払 2.製品交換 3.部品交換 4.修理・点検 5.部品提供 6.引取り (代金返済) 7.慰謝料の支払 8.事故原因等の説明 9.見舞金の支払 10.特に措置しない 11.被害者と交渉中 12.係争中 (裁判等) 13.謝罪 14.その他 ()				
	前項 2.~5.において	1.有償 2.無償	被害者の反応	1.納得 2.納得しない	
	(内容)				
(提示金額: 円)		(支払金額: 円)			

(注) 被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入すること。

⑦ 事 故 製 品 の 所 有 者	フリガナ		
	(姓):	(名):	
(住所)		(電話番号)	
⑧ 製 品 の 購 入 等 年 月 日 及 び 入 手 先	年 月 日購入	製品の使用期間	年 ヶ月使用
	1.デパート 2.スーパーマーケット 3.一般商店 4.専門店 5.量販店 6.ホームセンター 7.通信販売 8.中古品販売店 9.共済組織等 10.製造事業者 11.輸入事業者 12.その他 () 13.不明		

⑨ 貼付されている マーク等の名称		取扱説明書の有無 1.有 2.無 3.不明 保証書添付の有無 1.有 2.無 3.不明 保証書の有効期限 購入日・製造日より 年 月
-------------------------	--	--

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 本資料は、報告書（内閣府令第 3 条様式第一）の情報を補完するためのものであり、報告は任意である。
 - 3 報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付すること。
 - 4 上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記②～⑥の欄の情報と併せて国に提供することを、被害者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
 - 5 上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記⑧の欄の情報と併せて国に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
 - 6 上記①及び⑦の太線で囲まれた欄（住所については町村以下の部分に限る。）及び●印の項目に係る記載内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、既に公表されているものについては開示される。